川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金

令和 4 年度 公募要領(2 次公募)

			,
補貝	助 対 象	、者	市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等
補助対象事業			市内中小事業者等が海外展開を目的として行う以下の事業 ①外国語の資料・ホームページ等作成 ②PR 動画等作成 ③契約資料等の作成・翻訳
補助対象経費			作成費用
事業実施期間		阴間	交付決定日~令和5年3月15日(水)
補	助	率	補助対象経費の3分の2以内
限	度	額	20 万円
選	定方	法	書類審査を行い、補助金交付の可否を決定します。 ※交付決定は、補助金の申請を市が受領した日から概ね1か月以内を予定しています。 ※予算額を上回る応募があった場合は、申請書類を受理した順に、予算の範囲内で交付先を決定します。
申	請手	続	郵送または受付フォームで申請してください。受付フォームで申請した場合も、原本の送付が必要な資料等は郵送してください。 申請書類は、川崎市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000141467.html
受	付 期	間	2 次募集: 令和 4 年 7 月 13 日 (水) から令和 5 年 1 月 31 日 (火) まで ※予算額に達した時点で受付を終了します。 ※提出書類に不備がある場合は受理しません。

<申請書類の提出先・問合せ先>

川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 [国際経済担当]

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

TEL:044-200-2336 E-mail: 28keiei@city.kawasaki.jp

1 目的

川崎市内の中小事業者等が海外展開に向けて行う自社コンテンツのグローバル化に要する経費に対し、補助金を交付することにより、中小事業者等の海外展開を促進し、 販路拡大を図ることを目的とする。

2 補助対象者

補助対象者は、次の表で定める中小事業者等で、 $(1) \sim (4)$ の要件を全て満たすものに限ります。

【中小事業者等の範囲】

		資本金	従業員	
	業種・組織形態	(資本の額又は 出資の総額)	常勤	
	製造業、建設業、運輸業	3億円	300 人	
資本金又は従業	卸売業	1億円	100 人	
員数が右記の数 字以下となる会	サービス業	5,000 万円	100 人	
社又は個人	小売業	5,000 万円	50 人	
	その他の業種(上記以外)	3億円	300 人	
	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組			
組合関連	合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店			
	街振興組合連合会 等			

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等であること。個人事業主の場合は、川崎市内税務署に個人事業の開業届出書を提出し、確定申告していることを要件とします。

若しくは、以下の施設に入居している中小事業者等であること。

- ア かながわサイエンスパーク
- イ かわさき新産業創造センター
- ウ テクノハブイノベーション川崎
- エ 明治大学地域産学連携研究センター
- オ ナノ医療イノベーションセンター (共同研究施設利用)
- カ ライフイノベーションセンター
- (2) 市民税を滞納していない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 代表者又は役員のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) に該当するものがいる者
 - イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗

営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2条に規定する事業及びこれに類する事業)を行っている者

- ウ みなし大企業(*)に該当する者
- エ 3年連続して同一の補助対象事業による交付を受けようとする者
- オ アからエに掲げるもののほか、市長が不適当と認める者
 - (*) 上記の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業(※)が所有 している者
 - ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業(※)が所有している者
 - ・大企業(※)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
 - (※)上記の「大企業」とは、【中小事業者等の範囲】の表で定める者以外の者であって事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、「大企業」として取り扱わないものとします。
 - ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3 補助対象事業

補助対象事業は、市内中小事業者等が海外展開を目的として行う以下の事業とします。 $(1) \sim (3)$ のうち複数の事業をまとめて申請することは可能ですが、本補助金の交付は令和 4 年度内に 1 事業者あたり 1 回までとします。

(1) 外国語	ア 企業情報、商品情報等が掲載された資料 (カタログ、パンフレッ
の資料・ホー	ト等)やホームページ等の外国語版の作成を行う事業を対象と
ムページ等作	します。
成	イ ホームページについては、日本語で表記された自社ホームペー
	ジ内に外国語版ホームページを追加する事業又は外国語で表記
	された自社ホームページの作成若しくは外国語で表記された既
	存の自社ホームページを改良する事業を対象とします。
(2) PR 動	海外に自社の事業内容・製品・技術・商品・サービス等を外国語で
画等作成	紹介する動画等の作成を行う事業を対象とします。
(3) 契約資	ア 海外ビジネスに係る契約書や海外進出に係る定款等の作成・翻
料等の作成・	訳を行う事業を対象とします。
翻訳	イ 翻訳については、日本語から外国語又は外国語から日本語への
	翻訳を行う事業を対象とします。
	ウ メール文等の翻訳は対象外とします。

また、次のいずれかに該当する場合は、対象外とします。

- (1) 同一事業内容、同一経費で、川崎市又は他の行政機関等の補助制度による補助 を受けている事業又は採択が決定しているもの
- (2) その他市長が不適当と認めるもの

4 補助対象経費

補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確にできる以下の経費とします。

作成費用 外国語の資料・ホームページ等の作成や PR 動画等の作成に係る撮影、編集、デザイン、翻訳、印刷(ただし印刷のみを行う場合は対象外)、サイト設計、Web ページ(HTML 等)作成等に要する費用及び契約資料等の作成に係るリーガルチェック、翻訳、作成費用

また、次に該当する経費は対象外とします。

- (1) 自社人材の人件費
- (2) PC、タブレット、デジタルカメラ等の機材設備取得費用(リース、レンタル含む)
- (3) 消費税、振込手数料、収入印紙代
- (4) 自社内部の取引及び親会社、子会社、グループ企業などの関連法人(資本関係のある法人、役員及び従業員を兼任している法人、代表者の親族(三親等以内)が経営する法人など)、代表者の親族との取引に関する経費
- (5) 補助対象事業に要する経費として明確に区別できない経費
- (6) 公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ※補助対象経費となるのは、交付決定日以降に発生し、事業実施期間中に支払いを 終えたものに限ります。

5 事業実施期間

交付決定日~令和5年3月15日(水)

※交付決定は、補助金の申請を市が受領した日から概ね1か月以内を予定しています。 ※期間内に事業の実施及び経費の支払いを完了することが条件になります。

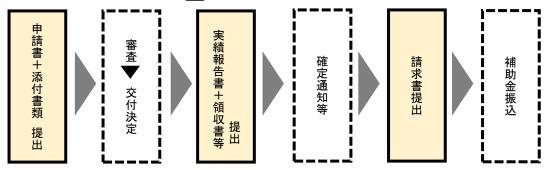
6 補助率・限度額

補助率	補助対象経費の3分の2以内
限度額	20 万円

- ※ 本事業の予算の範囲内で交付を行うため、申請額と交付決定額は一致しない場合 があります。
- ※ 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切捨てた額とします。
- ※ 補助金の支払いは、補助対象事業完了後の確定払いです。
- ※ 複数の事業をまとめて申請する場合も、限度額は20万円です。

7 手続きの流れ

申請者に行っていただく手続きは __ の部分です。



補助事業実施(交付決定日~令和5年3月15日まで)

実績報告(事業完了後1か月以内又は令和5年3月15日のいずれか早い日まで)

8 交付申請

(1) 受付期間(2次)

令和4年7月13日(水)から令和5年1月31日(火)まで

- ※予算額に達した時点で受付を終了します。
- ※提出書類に不備がある場合は受理しません。

(2) 提出方法

ア 郵送の場合

〒210−0007

川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階 川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 国際経済担当 <コンテンツグローバル化促進事業補助金申請書類在中>

イ 受付フォームの場合

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金受付フォーム

https://logoform.jp/f/CmOuk

※受付フォームで申請した場合も、原本の送付が必要な書類(「暴力団排除に 係る誓約書」(第2号様式))は郵送してください。

9 申請書類

- ア 交付申請書 (第1号様式)
- イ 暴力団排除に係る誓約書(第2号様式)
- ウ (法人) 市民税納税証明書(直近のもの)
- エ 〔個人事業主の場合のみ〕開業届又は確定申告書の写し
- オ 見積書等経費内訳がわかる書類
- カ 会社パンフレット等事業内容がわかるもの(事業計画書に自社ホームページ

の URL を記載した場合は添付不要)

キ 申請書提出用チェックシート

- ※各証明書類等は写しでの提出で構いません。
- ※提出書類は返却しません。
- ※上記以外に追加資料を求める場合があります。

10 交付 不交付決定

(1) 申請後の流れについて

申請書類に基づき書類審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

審査にあたって必要があると認めるときは、申請者にヒアリング等を行う場合が あります。

採択された事業者には、交付決定金額が記載された交付決定通知を送付します。不 交付の場合は、不交付決定通知を送付します。

採択された事業は、企業(団体)名、所在地等を本市ウェブサイト等に公表します。

(2) 同日付で予算額を上回る申請を受理した場合

同日付で予算額を上回る申請を受理した場合は、申請者の交付実績、海外ビジネスの経験等をヒアリングし、予算の範囲内において、採択者及び交付額を決定します。

- ア 「交付実績」:過去に本補助金の交付を受けていない申請者を優先します。
- イ 「海外ビジネス経験」: 海外ビジネス経験のない申請者を優先します。

海外ビジネスとは、「輸出取引・輸入取引(越境 EC を含む)」「業務提携(販売代理店・代理店契約を締結している場合を含む)・技術提携」「現地法人等設立」を指します。

なお、現地法人等には、共同出資により設立された法人を含み、また、支店や 駐在員事務所などを含みます。

過去の交付実績	海外ビジネス経験	順位
交付実績なし	初めて海外ビジネスに取り組む	1
文的 表視なし	既に海外ビジネスに取り組んでいる	2
六八字建ま M	初めて海外ビジネスに取り組む	3
交付実績あり	既に海外ビジネスに取り組んでいる	4

11 事業の変更・中止

交付決定した事業内容等を変更又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。その場合は、速やかに変更(中止)申請書(第5号様式)を提出してください。

12 実績報告

事業完了後1か月以内又は令和5年3月15日(水)のいずれか早い日までに、所定

- の報告書に必要書類を添えて提出してください。
 - (1) 事業実績報告書(第7号様式)
 - (2) 支払いを証する書類の写し
 - ア 支払日や支払金額が確認できる書類の写し 領収書、銀行の振込記録、通帳の写し、クレジットカードの利用明細、 インターネットバンキングの画面印刷等
 - イ 品目、金額、契約先がわかる書類の写し(アで内容が確認できる場合は不要) 契約書、発注書、納品書、請求書等
 - (3) 支出成果が分かる資料 作成物及び作成内容を確認できる資料等

【クレジットカード払いとする場合】

- ・原則法人のカード又は代表者、事業主の個人カードを使用し、一括払いとします。
- ・実績報告時に次の書類を提出すること
 - ①使用したクレジットカードの利用月の支払明細書(引落し総額とその内訳(発注先への支払額)が分かる明細が記載されている書類)
 - ②クレジットカード決済口座の通帳の該当部分等、申請者名義の口座から、①の 引落し総額を確認できる書類
- ※提出書類は返却しません。
- ※上記以外に追加資料を求める場合があります。

13 補助金の交付等

報告された内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知により通知します。通知の送付後に、交付決定企業からの請求により、補助金を交付します。

14 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に 交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 補助金の交付を受けるまでに補助対象者及び補助対象事業の要件を欠くことになったとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

15 書類の整備

対象事業の関係書類は、補助金の交付を受けた日が属する市の会計年度の終了後、5 年間保存しなければなりません。

16 成果普及等への協力

補助事業実施中や終了後に、補助事業の効果測定や成果の普及等を目的とし、ヒアリングや成果発表への協力の依頼を行う場合がありますので、御協力をお願いします。